

九州北部豪雨災害に関する Q&A（損害賠償関係）

《 目次 》

<u>Q1 水害で自宅の塀が壊れて、隣家の車を傷つけてしまいました。私に責任がありますか。</u>	P.2
<u>Q2 水害の影響で、自宅の隣地にある擁壁が一部壊れています。今後、地震等により、擁壁がもつと崩れて自宅を壊した場合、隣地所有者に損害賠償請求ができるのでしょうか。</u>	P.2
<u>Q3 水害でお墓が倒れ、隣のお墓を損傷させてしまいました。修理費用を請求されています。支払わなければならないのでしょうか。</u>	P.2
<u>Q4 会社に駐車していた車が水害で流されました。会社に補償してもらえますでしょうか。</u>	P.3
<u>Q5 水害で家が半壊となり、修理をお願いすることにしました。修理の間、大工さんに合い鍵を渡していたのですが、大工さんは家の鍵を掛けないまま帰っていたため、家に空き巣が入り、高価品が盗まれてしまいました。大工さんに何か言えないでしょうか。</u>	P.3
<u>Q6 災害により私が所有している山の一部が崩れ、他家所有の水路をふさいでしまいました。損害賠償責任を負うのでしょうか。</u>	P.3

九州北部豪雨災害に関する Q&A（損害賠償関係）

《 Q&A 》

Q1 水害で自宅の塀が壊れて、隣家の車を傷つけてしまいました。私に責任がありますか。

A1 基本的には、生じた損害(車の修理費など)を賠償する責任を負います。

ただし、塀が本来備えるべき安全性があったことを立証できれば、責任を免れる場合もあります。

- 屋根瓦は建物の一部として、工作物責任(民法717条)という民法上の特別の責任の対象となります。
- 工作物責任とは、土地の工作物(塀、屋根瓦、看板など土地上に人工的に設置された物)が壊れて他人や物を傷つけた場合には、その工作物の「設置または保存」に瑕疵(欠陥)がない限り、持ち主(所有者)やそれを管理していた人(占有者)に損害賠償責任が発生するという、法律上の特別な責任です。これには、水害が起きた場合に責任が免除されるという規定はありません。
- 強風・豪雨、地震などが発生したときに、工作物の瑕疵(本来備えるべき安全性を欠いていること)によって損害が発生または拡大した場合には、所有者や占有者は、その瑕疵が損害発生または拡大に影響を及ぼした程度に応じて責任を負うこととなります。
- ただし、当該塀が本来備えるべき安全性を有していたことが立証できた場合には、工作物に瑕疵が認められず、占有者ないし所有者は、その責任を免れます。瑕疵の有無の判断は、所有者の故意・過失に関わらず、客観的に判断されます。
- 例えば、水害により周囲の建物全部の塀が壊れている状況であれば免責されるでしょう。しかし、自分の建物だけ塀が壊れたということになれば、塀の設置・管理に欠陥があったと考えられるでしょう。
- なお、第1次的に責任を負うのは占有者ですが、占有者が工作物の設置および保存について、損害発生を防止するのに必要な注意を払っていた場合は、その責任を免れます。
- 占有者が責任を免れたときには、所有者が二次的に責任を負います。
- 所有者の責任は無過失責任といわれていますので、所有者自身に故意・過失がなくても、客観的に工作物に瑕疵があれば、瑕疵を原因として発生した損害について賠償する責任を負います。

Q2 水害の影響で、自宅の隣地にある擁壁が一部壊れています。今後、地震等により、擁壁がもっと崩れて自宅を壊した場合、隣地所有者に損害賠償請求ができるのでしょうか。

A2 損害賠償請求ができる可能性があります。

- 仮に本件のようなケースではなく、今回の水害により擁壁が崩れて家屋を壊した場合には、当該場所での災害の程度等により、隣地所有者に故意・過失がないとして、不法行為責任を問えないことが考えられます。
- しかし、今回の水害で擁壁が一部壊れ、大震災でなくても崩れてしまうような危険な状況で、それを隣地所有者が認識しているような場合であれば、今後実際に地震が起き、擁壁が崩れ家屋が壊れた場合には、隣地所有者が不法行為に基づく損害賠償責任を負うものと考えられます。
- まずは、隣地所有者に危険を知らせて、補修工事をお願いしてはいかがでしょうか。

Q3 水害でお墓が倒れ、隣のお墓を損傷させてしまいました。修理費用を請求されています。支払わなければならないのでしょうか。

九州北部豪雨災害に関する Q&A (損害賠償関係)

A3 原則として、墓が倒れたことにより隣の墓を損傷してしまった場合には、修繕費を支払う必要があります。

ただし、当該墓の設置や保存について「本来備えるべき安全性」があったことを立証できれば、支払義務を免れる場合もありますので、弁護士会等の相談窓口で相談をされた方がよいでしょう。

- 土地上の工作物に「瑕疵」(本来備えているべき安全性を欠いていること)があれば、工作物の占有者または所有者は、これにより生じた損害を賠償する責任を負います(土地工作物責任、民法 717 条)。
- 第1次的に占有者が賠償責任を負いますが、占有者が墓の設置または保存に関し、損害の発生を防止するのに必要な注意を払っていたときは、その責任を免れます。その場合には、第2次的に当該墓の所有者が賠償責任を負います。
- ただし、墓の設置や保存に関し「本来備えるべき安全性」があれば、「瑕疵」がなかったとして、所有者も損害賠償責任を免れることがあります。
- 「瑕疵」が認められるかどうかは、墓の設置者の故意・過失とは関係なく、客観的に判断されます。

Q4 会社に駐車していた車が水害で流されました。会社に補償してもらえるでしょうか。

A4 補償は難しいでしょう。

- 会社に車を駐車する場合は、さまざまなケースがありえます。例えば、取引先に商談に車で行き、取引先の会社の駐車場に駐車する場合や、自家用車で会社へ通勤する場合などがあるでしょう。
- もっとも、通常は、会社が無償で駐車スペースを提供しているにすぎないので、会社が、車に対して、いわゆる「善管注意義務」(善良なる管理者としての注意義務。その人の職業や社会的地位などに応じて一般的・平均的に要求される程度の義務のことを言います。)を負っているとは考えられませんし、ましてや今回の水害においては、仮に善管注意義務があるとしても、その違反が認められないものと解されますので、補償(賠償)が認められることは困難と思われるます。

Q5 水害で家が半壊となり、修理をお願いすることにしました。修理の間、大工さんに合い鍵を渡していたのですが、大工さんは家の鍵を掛けないまま帰っていたため、家に空き巣が入り、高価品が盗まれてしまいました。大工さんに何か言えないでしょうか。

A5 大工さんに損害賠償請求ができる場合があります。

- 本件の場合、大工さんに対して、不法行為責任ないし債務不履行責任に基づき、損害賠償請求ができる場合があります。
- 空き巣がどこからどのように入ったのかなどの当時のいろいろな事情により結論が異なり得ますし、立証の面でも簡単ではないと思われるますので、弁護士や司法書士等の専門家に相談してください。

Q6 災害により私が所有している山の一部が崩れ、他家所有の水路をふさいでしまいました。損害賠償責任を負うのでしょうか。

A6 事案にもよりますが、賠償責任が発生しない可能性が高いと思われます。

九州北部豪雨災害に関する Q&A（損害賠償関係）

- 不法行為に基づく損害賠償責任（民法709条）が発生するか問題になりますが、災害により山が崩れたような場合には、故意・過失がないものとして、損害賠償責任は発生しないものと思われます。
- もっとも、例えば、災害前から崩れる可能性を指摘されていたにもかかわらず、それを放置していたような場合などでは、損害賠償責任が発生する可能性もありえるなど、事情によって異なりますので、一度、専門家に相談してみてもいいのではないでしょうか。